

シリーズ「2024年改定の要点と解説」⑤

口腔管理体制強化加算（口管強）について

シリーズで掲載中の2024年歯科診療報酬改定の要点と解説ですが、今回は「か強診」に変わる施設基準となる口管強について詳しく解説していきます。

たした上で来年5月末までに再提出が必要ですが、また既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足するための研修を受講する必要があります。一方、か強診届け出のために必要であった、訪問歯科診療の実績は、「在宅歯科医療に係る連携体制が確保されていること」となり、必ずしも訪問歯科診療の実績がい

ながらる項目の主なものとしては表2のような項目が挙げられます。

このように口管強の施設基準を取得することで大幅な点数アップが見込まれます。か強診の施設基準と比べて、訪問歯科診療の実績が要件からなくなったことで届け出へのハードルが下がったと思われま

す。未届の医療機関においては、積極的に届出を検討されたいかがでしょうか。

（吉原 右記）

で、当該医療機関は表中の網掛け部分の要件を満たすことで、増点につ

表1 口腔管理体制強化加算の施設基準取得のための要件

【口腔管理体制強化加算の施設基準（改定前：か強診）アミかけは追加、下線は変更点】

①歯科医師が複数名配置されていることまたは歯科医師および歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されていること	⑪⑥に掲げる歯科医師が、以下の項目のうち、3つ以上に該当すること。 ア 過去1年間に、居宅療養管理指導を提供した実績があること イ 地域ケア会議に年1回以上出席していること ウ 介護認定審査会の委員の経験を有すること エ 在宅医療に関するサービス担当者会議や病院・診療所・介護保険施設等が実施する他職種連携に係る会議等に年1回以上出席していること オ 過去1年間に、在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料を算定した実績があること カ 在宅医療または介護に関する研修を受講していること キ 過去1年間に、退院時共同指導料1、在宅歯科医療連携加算1、在宅歯科医療連携加算2、小児在宅歯科医療連携加算1、小児在宅歯科医療連携加算2、在宅歯科医療情報連携加算、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料または在宅患者緊急時等カンファレンス料を算定した実績があること ク 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講していること ケ 過去1年間に福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設または介護老人保健施設における定期的な歯科健診に協力していること コ 自治体が実施する事業（上記歯科健診を除く）に協力していること サ 学校歯科医等に就任していること シ 過去1年間に、特1、特2または特3を算定した実績があること
②次のいずれにも該当すること ア 過去1年間にSPTまたはP重防を併せて30回以上算定 イ 過去1年間にエナメル質初期う蝕管理料または根面う蝕管理料を併せて12回以上算定*1 ウ 初診料・注1に規定する施設基準届出 エ 歯科訪問診療料の注15に規定する届出を行っていること*1	
③過去1年間に歯科疾患管理料（口腔機能発達不全症または口腔機能低下症の管理を行う場合に限る。）、歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料または歯科口腔リハビリテーション科3を併せて12回以上算定*1	
④以下のいずれかに該当すること ア 過去1年間の歯科訪問診療1、歯科訪問診療2もしくは歯科訪問診療3の算定回数または連携する在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2もしくは在宅療養支援歯科病院に依頼した歯科訪問診療の回数が併せて5回以上 イ 連携する歯科訪問診療を行う別の医療機関や地域の在宅医療の相談窓口とあらかじめ協議し、歯科訪問診療に係る十分な体制が確保	
⑤過去1年間に診療情報提供料（I）または診療情報等連携共有料を併せて5回以上算定している実績	
⑥当該医療機関に、歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理および口腔機能の管理を含むものであること。）ならびに高齢者・小児の心身の特性および緊急時対応等に関する適切な研修を修了した歯科医師が1名以上在籍していること*2	
⑦診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。ただし、医科歯科併設の診療所にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている場合は、この限りではない	
⑧当該診療所において歯科訪問診療を行う患者に対し、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者または家族に対して説明の上、文書により提供していること	
⑨歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削や義歯の調整、歯冠補綴物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を確保していること	
⑩患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有していること 自動体外式除細動器（AED）、経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、酸素供給装置、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置	

*1 2024年3月末時点でか強診を届け出ている場合は、2025年5月末まで該当するものとみなす
*2 既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講する

表2 口管強届出により増点につながる項目（主なもの）

内容	点数
①初診より7ヵ月目より歯科疾患管理料に長期管理加算	120点
②SPTは連月で算定でき、算定毎に加算	120点
③小児口腔機能管理料に口管強加算	50点
④口腔機能管理料に口管強加算	50点
⑤エナメル質初期う蝕管理料に口管強加算	48点（※）
⑥根面う蝕管理料に口管強加算	48点
⑦訪問口腔リハ/小児訪問口腔リハに口管強加算	75点

※実施月の翌月からは歯清（72点）の算定とともに月1回の算定可能（口管強のない医療機関では3ヵ月に1回）